32　第二十項の規定は法第四十一条第十九項第一号に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で政令で定めるものについて、第二十一項の規定は同条第十九項第二号に規定する低炭素建築物に該当する家屋で政令で定めるものについて、第二十二項の規定は同号に規定する特定建築物に該当する家屋で政令で定めるものについて、第二十三項の規定は同条第十九項第三号に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として政令で定めるものについて、第二十四項の規定は同条第十九項第四号に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として政令で定めるものについて、第二十六項の規定は同条第十九項の個人が新築をし、又は取得をした同項に規定する特例認定住宅等のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二十項中「第四十一条第十項第一号」とあるのは「第四十一条第十九項第一号」と、「第一項各号」とあるのは「第三十項各号」と、「同項」とあるのは「」で令和五年十二月三十一日以前に建築基準法第六条第一項の規定による確認（以下第二十四項までにおいて「建築確認」という。）を受けているもののうち」と、第二十一項及び第二十二項中「第四十一条第十項第二号」とあるのは「第四十一条第十九項第二号」と、「第一項各号」とあるのは「第三十項各号」と、「」で」とあるのは「」で令和五年十二月三十一日以前に建築確認を受けているもののうち」と、第二十三項中「第四十一条第十項第三号」とあるのは「第四十一条第十九項第三号」と、「第一項各号」とあるのは「第三十項各号」と、「」で」とあるのは「」で令和五年十二月三十一日以前に建築確認を受けているもののうち」と、第二十四項中「第四十一条第十九項第四号」とあるのは「第四十一条第十九項第四号」と、「第一項各号」とあるのは「第三十項各号」と、「」で」とあるのは「」で令和五年十二月三十一日以前に建築確認を受けているもののうち」と、第二十六項中「第四十一条第十項」とあるのは「第四十一条第十九項」と、「認定住宅等（」とあるのは「特例認定住宅等（」と、「認定住宅等の敷地」とあるのは「特例認定住宅等の敷地」と、「認定住宅等及び」とあるのは「特例認定住宅等及び」と、「同項の」とあるのは「同条第十項の」と、同項第一号中「当該認定住宅等」とあるのは「当該特例認定住宅等」と、「第一項各号」とあるのは「第三十項各号」と読み替えるものとする。

第二十六条第二十六項中「認定住宅の新築等」を「認定住宅等の新築等」に、「認定住宅借入金等」を「認定住宅等借入金等」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「第二十七項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「認定住宅（」を「認定住宅等（」に、「認定住宅借入金等に」を「認定住宅等借入金等に」に、「認定住宅の敷地」を「認定住宅等の敷地」に、「認定住宅借入金等が」を「認定住宅等借入金等が」に、「認定住宅及び」を「認定住宅等及び」に改め、同項第一号中「当該認定住宅」を「当該認定住宅等」に、「認定住宅借入金等」を「認定住宅等借入金等」に改め、同項第二号中「認定住宅借入金等」を「認定住宅等借入金等」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十二項中「認定住宅借入金等」を「認定住宅等借入金等」に、「認定住宅の新築等」を「認定住宅等の新築等」に、「認定住宅の敷地」を「認定住宅等の敷地」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項の次に次の二項を加える。

23　法第四十一条第十項第三号に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として政令で定めるものは、個人がその居住の用に供する第一項各号に掲げる家屋（その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。）で、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものとし、その者がその居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋に限るものとする。

24　法第四十一条第十項第四号に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として政令で定めるものは、個人がその居住の用に供する第一項各号に掲げる家屋（その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。）で、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとし、その者がその居住の用に供すると認められる一の家屋に限るものとする。

第二十六条の二を削る。

第二十六条の三第一項中「第二十六条第九項第六号」を「前条第十項第五号」に、「法第四十一条第一項又は」を「令和五年一月一日前に法第四十一条第一項の定めるところにより居住の用に供する家屋について同項又は法」に改め、同条第八項中「居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が同条第一項に規定する平成十三年前期内の日である場合又は」を削り、「若しくは平成二十年」を「又は平成二十年」に、「同条第十三項又は」を「居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等、同項に規定する買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等（同条第十項に規定する認定住宅等の新築等をいう。以下この項において同じ。）若しくは買取再販認定住宅等の取得（同条第十項に規定する買取再販認定住宅等の取得をいう。以下この項において同じ。）に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」を「当該各号に掲げる」に、「当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一　居住日の属する年が令和三年以前の各年である場合　次に掲げる事項

イ　当該居住の用に供した年月日

ロ　その適用に係る前条第六項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する対価の額若しくは費用の額又は同条第二十五項に規定する認定住宅等の新築取得等に係る同項に規定する対価の額

ハ　その適用に係る前条第七項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋の当該増改築等に係る部分の同項各号に規定する割合又は同条第二十六項に規定する認定住宅等の同項各号に規定する割合

ニ　その適用に係る住宅の取得等（法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等をいう。次号において同じ。）又は認定住宅等の新築等が同条第五項に規定する特定取得に該当するものである場合には、その旨

ホ　その住宅借入金等の金額につき法第四十一条第十項の規定により同条の規定の適用を受けた場合には、その旨

ヘ　その住宅借入金等の金額につき法第四十一条第十三項の規定により同条の規定の適用を受けた場合又は同条の規定の適用を受けることができると見込まれる場合には、その旨及び同条第十五項に規定する控除限度額

ト　その住宅借入金等の金額につき法第四十一条第十六項の規定により同条の規定の適用を受けた場合又は同条の規定の適用を受けることができると見込まれる場合には、その旨及び同条第十七項に規定する認定住宅控除限度額

チ　その適用に係る住宅借入金等が連帯債務である場合には、その者のその負担部分の割合

リ　その他参考となるべき事項

二　居住日の属する年が令和四年以後の各年である場合　次に掲げる事項（居住日の属する年が令和四年である場合には、ロに掲げる事項を除く。）

イ　前号イからハまで、チ及びリに掲げる事項

ロ　その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年にあつては、同日）における住宅借入金等の金額